【表紙】

【電話番号】

【発行登録番号】 5-投法人1 【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長 【提出日】 2023年5月29日

【発行者名】 いちごオフィスリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 千葉 恵介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちご投資顧問株式会社 【事務連絡者氏名】

常務執行役員オフィスリート本部長 加茂 勇次

03-3502-4886

【発行登録の対象とした募集内国投資証券に いちごオフィスリート投資法人

係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】

【発行予定額又は発行残高の上限】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

【発行予定期間】

投資法人債券(短期投資法人債券を除く。)

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2023年6月6

日) から2年を経過する日(2025年6月5日)まで

発行予定額 50,000百万円

該当事項はありません。

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1) 【銘柄】

未定

(2) 【投資法人債券の形態等】

未定

(3) 【引受け等の概要】

未定

(4) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5) 【振替機関に関する事項】

未定

(6) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2005年8月4日

登録番号 関東財務局長 第39号

(7) 【手取金の使途】

特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)第2条第1項における意味を有します。)の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債(短期投資法人債を含みます。)の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕費等の支払資金、運転資金等に充当します。

(8) 【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第34期(自 2022年5月1日 至 2022年10月31日) 2023年1月27日関東財務局長に提出 計算期間 第35期(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) 2023年7月31日までに関東財務局長に提出予定 計算期間 第36期(自 2023年5月1日 至 2023年10月31日) 2024年1月31日までに関東財務局長に提出予定 計算期間 第37期(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) 2024年7月31日までに関東財務局長に提出予定 計算期間 第38期(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日) 2025年1月31日までに関東財務局長に提出予定

2【臨時報告書】

1の第34期の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2023年5月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。)第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2023年4月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

いちごオフィスリート投資法人 本店 (東京都千代田区内幸町一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)